

秘
無期限

旧日本軍属たる石成基氏に対する
補償問題

昭47.4/4
北東アジア課

旧日本軍属たる石成基氏（及び陳石一氏等）
に対する補償問題は現在未解決であるところ、
従来からの経緯は下記の通り。

記

1. 石氏（及び陳氏等）は1971年8月頃北
東アジア課遠藤首席事務官を訪れ、同人が旧
日本軍属であつた戦時中戦傷を受けたが、同
人が韓国人であるのを理由に戦傷病者戦没者
遺族等援護法等による補償を受けられない状
態にあるのを遺憾とし、補償を受けられるよ
う善処方要請越した。同人は同年4月26日
に村上総理秘書官に陳情したところ、本件解



るを授けられ、其の旨を大蔵省に通知す

（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）

（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）

（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）（十六）（十七）（十八）（十九）（二十）（二十一）（二十二）（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（五十八）（五十九）（六十）（六十一）（六十二）（六十三）（六十四）（六十五）（六十六）（六十七）（六十八）（六十九）（七十）（七十一）（七十二）（七十三）（七十四）（七十五）（七十六）（七十七）（七十八）（七十九）（八十）（八十一）（八十二）（八十三）（八十四）（八十五）（八十六）（八十七）（八十八）（八十九）（九十）（九十一）（九十二）（九十三）（九十四）（九十五）（九十六）（九十七）（九十八）（九十九）（一百）

決のための検討方要請を厚生省、外務省（北東アジア課）に行なりべしとの指示を得たよしであつた。同人^石上記に基づいては同年7月頃に厚生省援護課に陳情を行なつたが、援護法上補償を与えられないとの説明を示した由である。

（なお、同年5月1日付で内閣総理大臣官房総務課より、石氏の陳情書等写が厚生省、外務省に送付されて来た）。

- 2 遠藤事務官より石氏の陳情に対し、人道上の問題でもあり、解決のため問題点の検討等の努力を行なり旨約した。
- 3 同年9月11日遠藤事務官は厚生省援護課末次事務官を往訪し、石氏の件に関する厚生省の考え方を聴したところ、末次事務官は、

援護法の適用を受けるのは日本人に限られて
おり、また日韓請求権協定との関係からも援
護法の運用により救済を与えることは困難で
あるとの説明を行なった。

4 同年10月11日、12日に開催された在
日韓国人の待遇問題に関する実務者会談にお
いて韓国側より旧日本軍人・軍属たる在日韓
国人の戦傷病者に対する補償問題が提起され
わが方より回答を約束した経緯もあり、旧軍
人・軍属たる韓国人のわが国政府に対する請
求権の問題につき日韓請求権協定を検討した
結果、旧軍人・軍属は何らの請求権をわが国
政府に対して有さないとの結論を得た（詳細
は別添参照）。

5 1972年1月23日遠藤事務官より在京

韓国大使館参領事に対して上記4の結論を伝えるとともに、石氏の件につき、石氏に対する補償ないし救済責任は^韓韓国政府にあるのであり、韓国政府が本来責任を負うべきであり、日本政府としてこれに関与することは法律적으로는おかしいのであるが、人道上の見地から日本政府による救済が与えられることを韓国大使館より要請してもらえば、それに基づいて外務省より厚生省等に働きかけるにやぶさかでない旨述べた。これに対して参領事は、協定上の解釈はともかくも、本件至急対処することとしたい旨答えた。

4 この間石氏は在京韓国大使館にも陳情を行なっているが、事態が進展を見ないので、石氏は4月上旬に再慶村上秘書官に解決方依頼した。

7. 4月13日村上秘書官主宰の下に、総理府の
今泉審議官、栗田審議官、厚生省柴援護課長、
北東アジア課遠藤事務官が出席し、総理府に
おいて協議を行なつた。同協議において遠藤
事務官より、本件の条約上の問題点、これま
での経緯等について説明した。これに対して
柴援護課長は日韓請求権協定上日本政府はな
んらの義務はないのであるから、人道上の理
由により援護法の運用解釈により年金を支給
するとか、又はつかみ金を渡すということは
困難である。かりに救済を石氏に与えること
となれば同様のケースがいくらあるか知れず
(石氏の説明によると3名であるが)、旧軍
属のみならず徴用者等にも波及するおそれが
あり、又最近では在韓の旧軍人、軍属より補

償が与えられるべしとの要求書が厚生省に5件（内3件は旧軍人）送られており、この点からも補償は与えがたいと説明した。

村上秘書官より、昭和37年の援護課長通達によれば日本に帰化した韓国人は援護法の適用を受けることになつていたが、昭和41年の通達により、帰化しても援護法の適用を受けないことになつている（柴援護課長によれば、日韓請求権協定により、韓国人に対する補償問題が解決済みと見なしたため）。しかし石氏等を帰化させることにより援護法の適用を認めるようにすること位しか本件の解決方法としては、考えられないのではないかと述べた。

さらに協議の結果次のような一応の結論を

得た。

(a) 外務省は在京韓国大使館の出方を待ち、

同大使館からの要請（例えば口上書による等）が出されれば、これを関係省庁に伝える。

(b) 厚生省は人道上の理由に基づく補償要請

とは別個に、別の観点から、例えば在日韓国人が日本に帰化すれば援護法の適用を認めることにするかどうか総理府恩給局（旧日本軍人との関係で）とも協議の上検討する。

(c) 村上秘書官は、折を見て石氏等に本件解決には帰化しか方法がないのではないかなど、しかるべく伝えることとする。

8. 4月/4日速藤事務官は秦領事に対し、協

定上日本政府はなんら石氏等に対して救済を
与えるべき義務がなく、むしろ韓国政府の責
任に属することであると考えるがそれにもか
かわらず日本側がなんら韓国側からの要請も
なく石氏等救済のため努力しているのは理論
的におかしく、国内向けの説明にも困る。従
つて、われわれが今後とも人道上の立場から
石氏等救済のため各省と協議を続けていくた
めには、口上書発出に問題があるというので
あれば例えば李総領事より前田参事官に対し
口頭による救済方要請をした方がよいのでは
ないかと述べたところ、秦領事は、協定上の
解釈はとも^かくも、速藤事務官の考えには基
本的に賛成であり、総領事に伝えると述べた。

I.

1. 現行法制上、日本国籍を喪失した韓国戦犯者に対する補償は行ない得ない。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(附則の2)

予籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

(2) 恩給法(第9条)

年金たる恩給を受くるの権利を有する者、左の各号の一に該当するときは其の権利を消滅す。

三、国籍を失いたるとき

2. 「戦傷病者…援護法」の立法時の経緯

同法の主管官庁が厚生省となっており、

戦後、日本国民の社会扶助という観点から、

即ち、社会保障政策の一環である（生活保護のみにまかせられない）との発想に基づき制定されたものであり、従って外国人は除かれた。

3. その後の経緯

昭和27年に制定された「戦傷病者…援護法」は30数回法改正されているが、その間、国会で韓国人に関係して、国籍条項につき改正を要求されたことはない。

4. 「戦傷病者…援護法」の改正について、どう考えるか？

(1) 本法の手直しは国政全般からみて大きな問題となろう。

(1) 憲法が規定している権利、利益に該当

しないと考えられる。

(1) 万一法改正した場合には、援護受給希望者側は膨大な資料を提出する要があり、又審査方側も多数の人員を必要とするので、実務上極めて困難な問題が生起すると思われる。

(2) 日韓両国政府間の請求権協定に基づき、既に解決済みと承知している。

II.

1. 現行法令上、国としては、補償の要求に
応ずべき法的義務はないが、政府としては、これらの者のあかされてきた特殊な事情にかんがみ、
これまで各般の措置を講じてきた。

(1) 帰還手当、見舞金の支給

(2) 昭32、1人当り5万円を支給(法務省)

(3) 昭33、1人当り10万円を支給(閣議了解により官房長官)

2、昭和38年 関係省庁間の打合せにより、今後慰籍の措置は必要な旨合意。